

◎ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案	対比表	目次
○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）（第二条関係）	二
○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）（抄）（第四条関係）	四
○ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）（抄）（第九条関係）	一三
○ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）（抄）（第十条関係）	一六
○ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（抄）（第十四条関係）	三八
○ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）（第十九条関係）	四〇
○ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）（第二十一条関係）	四七
○ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）（第二十二条関係）	四九
○ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）（第二十三条関係）	五五
○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）（第二十九条関係）	五九
○ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第	号）（抄）（附則関係）	六二

○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）（第二条関係）（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

<p>修正案</p>	<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>（基金の加入員の資格に係る特例）</p> <p>第九条の六 第一号被保険者でない者（老齢基礎年金の受給権者を除く。）であつて、基金の加入員となることができなかつてもかかわらず基金の加入員とならなかつた期間（次項において「特例対象期間」という。）を有するものは、第二百二十七条第一項の規定にかかわらず、その者が住所を有する地区に係る地域型基金又はその従事する事業若しくは業務に係る職能型基金に申し出て、その加入員となること</p> <p>ができる。</p> <p>2 前項の規定による加入員は、同項の規定による加入員である期間が当該加入員に係る特例対象期間に相当する期間に達したとき又は老齢基礎年金の受給権者となつたときは、加入員の資格を喪失する。</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p>	<p>附則</p>

3 第一項の場合における第一百六条第一項及び第二項並びに第二百二十七条第三項の規定の適用については、第一百六条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」又は第一号被保険者でない者（老齢基礎年金の受給権者を除く。）であつて附則第九条の六第一項に規定する特例対象期間を有するもの」と、同条第二項中「第一号被保険者」とあるのは「第一号被保険者又は第一号被保険者でない者（老齢基礎年金の受給権者を除く。）であつて附則第九条の六第一項に規定する特例対象期間を有するもの」と、第二百二十七条第三項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号を除く。）」と、「第一号又は第四号」とあるのは「第四号」とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項の場合におけるこの法律その他の法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

修正案	改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となしない。</p> <p>一 臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であつて、次に掲げるもの。ただし、イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつては<u>定めた期間</u>を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 二月以内の期間を定めて使用される者であつて、<u>当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの</u></p> <p>二〇四（略）</p> <p>五 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となしない。</p> <p>一 臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であつて、次に掲げるもの。ただし、イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつては<u>定めた期間</u>を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 二月以内の期間を定めて使用される者であつて、<u>当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの</u></p> <p>二〇四（略）</p> <p>五 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となしない。</p> <p>一 臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であつて、次に掲げるもの。ただし、イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつては<u>所定の期間</u>を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 二月以内の期間を定めて使用される者</p> <p>二〇四（略）</p> <p>五 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業</p>

所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからハまでのいずれかの要件に該当するもの

イ（略）

（削る）

所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからハまでのいずれかの要件に該当するもの

イ（略）

（削る）

所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの

イ（略）

ロ 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。

ロ 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第二十二条第一項の規定の例により算定した額が、**六万八千円**未満であること。

ハ（略）

（標準報酬月額）

第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分（次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）によつて定める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	六八、〇〇円	七三、〇〇円未満
第二級	七八、〇〇円	七三、〇〇円以上

ロ 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第二十二条第一項の規定の例により算定した額が、**八万八千円**未満であること。

ハ（略）

（標準報酬月額）

第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分（次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）によつて定める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	八八、〇〇円	九三、〇〇円未満

ハ 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第二十二条第一項の規定の例により算定した額が、**八万八千円**未満であること。

二（略）

（標準報酬月額）

第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分（次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）によつて定める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	八八、〇〇円	九三、〇〇円未満

	第七級		第六級		第五級		第四級		第三級	
	一一八、 〇〇〇円		一一〇、 〇〇〇円		一〇四、 〇〇〇円		九八、〇 〇〇円		八八、〇 〇〇円	
一一二、〇	〇〇円以上 一一四、〇	〇〇円未満	〇〇円以上 一一四、〇	〇〇円未満	〇〇円以上 一〇七、〇	〇〇円未満	〇〇円以上 一〇一、〇	九三、〇〇	〇円未満 九三、〇〇 〇円以上 八三、〇〇	八三、〇〇 〇円未満

	第五級		第四級		第三級		第二級	
	一一八、 〇〇〇円		一一〇、 〇〇〇円		一〇四、 〇〇〇円		九八、〇 〇〇円	
一一二、〇	〇〇円以上 一一四、〇	〇〇円未満	〇〇円以上 一一四、〇	〇〇円未満	〇〇円以上 一〇七、〇	〇〇円未満	〇〇円以上 一〇一、〇	九三、〇〇

	第五級		第四級		第三級		第二級	
	一一八、 〇〇〇円		一一〇、 〇〇〇円		一〇四、 〇〇〇円		九八、〇 〇〇円	
一一二、〇	〇〇円以上 一一四、〇	〇〇円未満	〇〇円以上 一一四、〇	〇〇円未満	〇〇円以上 一〇七、〇	〇〇円未満	〇〇円以上 一〇一、〇	九三、〇〇

	第二級		第一級		第一〇級		第九級		第八級	
	一六〇、 〇〇〇円		一五〇、 〇〇〇円		一四二、 〇〇〇円		一三四、 〇〇〇円		一二六、 〇〇〇円	
	一五五、〇 〇〇円以上 一六五、〇 〇〇円未満		一四六、〇 〇〇円以上 一五五、〇 〇〇円未満		一三八、〇 〇〇円以上 一四六、〇 〇〇円未満		一三〇、〇 〇〇円以上 一三八、〇 〇〇円未満		一二二、〇 〇〇円以上 一三〇、〇 〇〇円未満	

	第一〇級		第九級		第八級		第七級		第六級	
	一六〇、 〇〇〇円		一五〇、 〇〇〇円		一四二、 〇〇〇円		一三四、 〇〇〇円		一二六、 〇〇〇円	
	一五五、〇 〇〇円以上 一六五、〇 〇〇円未満		一四六、〇 〇〇円以上 一五五、〇 〇〇円未満		一三八、〇 〇〇円以上 一四六、〇 〇〇円未満		一三〇、〇 〇〇円以上 一三八、〇 〇〇円未満		一二二、〇 〇〇円以上 一三〇、〇 〇〇円未満	

	第一〇級		第九級		第八級		第七級		第六級	
	一六〇、 〇〇〇円		一五〇、 〇〇〇円		一四二、 〇〇〇円		一三四、 〇〇〇円		一二六、 〇〇〇円	
	一五五、〇 〇〇円以上 一六五、〇 〇〇円未満		一四六、〇 〇〇円以上 一五五、〇 〇〇円未満		一三八、〇 〇〇円以上 一四六、〇 〇〇円未満		一三〇、〇 〇〇円以上 一三八、〇 〇〇円未満		一二二、〇 〇〇円以上 一三〇、〇 〇〇円未満	

第一八級	第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第一三級
二四〇、	〇〇〇円 二二〇、	〇〇〇円 二〇〇、	〇〇〇円 一九〇、	〇〇〇円 一八〇、	〇〇〇円 一七〇、
二三〇、〇	〇〇円未満 二三〇、〇 〇〇円以上	〇〇円未満 二二〇、〇 〇〇円以上	〇〇円未満 一九五、〇 〇〇円以上	〇〇円未満 一八五、〇 〇〇円以上	〇〇円未満 一七五、〇 〇〇円以上

第一六級	第一五級	第一四級	第一三級	第一二級	第一級
二四〇、	〇〇〇円 二二〇、	〇〇〇円 二〇〇、	〇〇〇円 一九〇、	〇〇〇円 一八〇、	〇〇〇円 一七〇、
二三〇、〇	〇〇円未満 二三〇、〇 〇〇円以上	〇〇円未満 二二〇、〇 〇〇円以上	〇〇円未満 一九五、〇 〇〇円以上	〇〇円未満 一八五、〇 〇〇円以上	〇〇円未満 一七五、〇 〇〇円以上

第一六級	第一五級	第一四級	第一三級	第一二級	第一級
二四〇、	〇〇〇円 二二〇、	〇〇〇円 二〇〇、	〇〇〇円 一九〇、	〇〇〇円 一八〇、	〇〇〇円 一七〇、
二三〇、〇	〇〇円未満 二三〇、〇 〇〇円以上	〇〇円未満 二二〇、〇 〇〇円以上	〇〇円未満 一九五、〇 〇〇円以上	〇〇円未満 一八五、〇 〇〇円以上	〇〇円未満 一七五、〇 〇〇円以上

第三級	第三級	第二級	第二〇級	第一九級	
〇〇〇円 三四〇、〇	〇〇〇円 三二〇、〇	〇〇〇円 三〇〇、〇	〇〇〇円 二八〇、〇	〇〇〇円 二六〇、〇	〇〇〇円
〇〇〇円以上 三三〇、〇	〇〇円未満 三三〇、〇 〇〇円以上 三一〇、〇	〇〇円未満 三一〇、〇 〇〇円以上 二九〇、〇	〇〇円未満 二九〇、〇 〇〇円以上 二七〇、〇	〇〇円未満 二七〇、〇 〇〇円以上 二五〇、〇	〇〇円以上 二五〇、〇 〇〇円未満

第二級	第二〇級	第一九級	第一八級	第一七級	
〇〇〇円 三四〇、〇	〇〇〇円 三二〇、〇	〇〇〇円 三〇〇、〇	〇〇〇円 二八〇、〇	〇〇〇円 二六〇、〇	〇〇〇円
〇〇〇円以上 三三〇、〇	〇〇円未満 三三〇、〇 〇〇円以上 三一〇、〇	〇〇円未満 三一〇、〇 〇〇円以上 二九〇、〇	〇〇円未満 二九〇、〇 〇〇円以上 二七〇、〇	〇〇円未満 二七〇、〇 〇〇円以上 二五〇、〇	〇〇円以上 二五〇、〇 〇〇円未満

第二級	第二〇級	第一九級	第一八級	第一七級	
〇〇〇円 三四〇、〇	〇〇〇円 三二〇、〇	〇〇〇円 三〇〇、〇	〇〇〇円 二八〇、〇	〇〇〇円 二六〇、〇	〇〇〇円
〇〇〇円以上 三三〇、〇	〇〇円未満 三三〇、〇 〇〇円以上 三一〇、〇	〇〇円未満 三一〇、〇 〇〇円以上 二九〇、〇	〇〇円未満 二九〇、〇 〇〇円以上 二七〇、〇	〇〇円未満 二七〇、〇 〇〇円以上 二五〇、〇	〇〇円以上 二五〇、〇 〇〇円未満

第二八級	第二七級	第二六級	第二五級	第二四級	
四七〇、 〇〇〇円	四四〇、 〇〇〇円	四一〇、 〇〇〇円	三八〇、 〇〇〇円	三六〇、 〇〇〇円	
四五五、〇 〇〇円以上 四八五、〇	四二五、〇 〇〇円以上 四五五、〇 〇〇円未満	三九五、〇 〇〇円以上 四二五、〇 〇〇円未満	三七〇、〇 〇〇円以上 三九五、〇 〇〇円未満	三五〇、〇 〇〇円以上 三七〇、〇 〇〇円未満	三五〇、〇 〇〇円未満

第二六級	第二五級	第二四級	第二三級	第二二級	
四七〇、 〇〇〇円	四四〇、 〇〇〇円	四一〇、 〇〇〇円	三八〇、 〇〇〇円	三六〇、 〇〇〇円	
四五五、〇 〇〇円以上 四八五、〇	四二五、〇 〇〇円以上 四五五、〇 〇〇円未満	三九五、〇 〇〇円以上 四二五、〇 〇〇円未満	三七〇、〇 〇〇円以上 三九五、〇 〇〇円未満	三五〇、〇 〇〇円以上 三七〇、〇 〇〇円未満	三五〇、〇 〇〇円未満

第二六級	第二五級	第二四級	第二三級	第二二級	
四七〇、 〇〇〇円	四四〇、 〇〇〇円	四一〇、 〇〇〇円	三八〇、 〇〇〇円	三六〇、 〇〇〇円	
四五五、〇 〇〇円以上 四八五、〇	四二五、〇 〇〇円以上 四五五、〇 〇〇円未満	三九五、〇 〇〇円以上 四二五、〇 〇〇円未満	三七〇、〇 〇〇円以上 三九五、〇 〇〇円未満	三五〇、〇 〇〇円以上 三七〇、〇 〇〇円未満	三五〇、〇 〇〇円未満

2

(略)

第三三級	第三二級	第三一級	第三〇級	第二九級	
六二〇、 〇〇〇円	五九〇、 〇〇〇円	五六〇、 〇〇〇円	五三〇、 〇〇〇円	五〇〇、 〇〇〇円	
六〇五、〇 〇〇円以上	五七五、〇 〇〇円以上 六〇五、〇 〇〇円未満	五四五、〇 〇〇円以上 五七五、〇 〇〇円未満	五一五、〇 〇〇円以上 五四五、〇 〇〇円未満	四八五、〇 〇〇円以上 五一五、〇 〇〇円未満	〇〇円未満

2

(略)

第三一級	第三〇級	第二九級	第二八級	第二七級	
六二〇、 〇〇〇円	五九〇、 〇〇〇円	五六〇、 〇〇〇円	五三〇、 〇〇〇円	五〇〇、 〇〇〇円	
六〇五、〇 〇〇円以上	五七五、〇 〇〇円以上 六〇五、〇 〇〇円未満	五四五、〇 〇〇円以上 五七五、〇 〇〇円未満	五一五、〇 〇〇円以上 五四五、〇 〇〇円未満	四八五、〇 〇〇円以上 五一五、〇 〇〇円未満	〇〇円未満

2

(略)

第三二級	第三〇級	第二九級	第二八級	第二七級	
六二〇、 〇〇〇円	五九〇、 〇〇〇円	五六〇、 〇〇〇円	五三〇、 〇〇〇円	五〇〇、 〇〇〇円	
六〇五、〇 〇〇円以上	五七五、〇 〇〇円以上 六〇五、〇 〇〇円未満	五四五、〇 〇〇円以上 五七五、〇 〇〇円未満	五一五、〇 〇〇円以上 五四五、〇 〇〇円未満	四八五、〇 〇〇円以上 五一五、〇 〇〇円未満	〇〇円未満

○ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)(抄)
 (第九条関係)

(ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分)

修正案	改正案	現行
<p>附則</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者(七十歳未満の者のうち、厚生年金保険法第十二条各号のいずれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。附則第四十六条第十二項において同じ。)の総数が常時五十人を超えるものの各適用事業所をいう。</p> <p>第十七条の二 (略)</p> <p>2 令和六年度から令和九年度までの間における厚生年金保険法第四十三条の二</p>	<p>附則</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者(七十歳未満の者のうち、厚生年金保険法第十二条各号のいずれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。附則第四十六条第十二項において同じ。)の総数が常時百人を超えるものの各適用事業所をいう。</p> <p>第十七条の二 (略)</p> <p>2 令和六年度から令和九年度までの間における厚生年金保険法第四十三条の二</p>	<p>附則</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者(七十歳未満の者のうち、厚生年金保険法第十二条各号のいずれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。附則第四十六条第十二項において同じ。)の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。</p> <p>第十七条の二 (略)</p> <p>(新設)</p>

規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「年齢別構成及び所定労働時間別構成（被保険者における特定適用事業所（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定適用事業所をいい、当該特定適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者（同項に規定する特定労働者をいう。）の総数が五百人以下であるものに限る。）に使用される特定四分の三未満短時間労働者（同条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいい、被保険者の資格を有する者に限る。）に相当する者又はその者以外の者の構成をいう。）とする。

第四十六条（略）

2～11（略）

12 この条において特定適用事業所とは、

規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「年齢別構成及び所定労働時間別構成（被保険者における特定適用事業所（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定適用事業所をいい、当該特定適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者（同項に規定する特定労働者をいう。）の総数が五百人以下であるものに限る。）に使用される特定四分の三未満短時間労働者（同条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいい、被保険者の資格を有する者に限る。）に相当する者又はその者以外の者の構成をいう。）とする。

第四十六条（略）

2～11（略）

12 この条において特定適用事業所とは、

第四十六条（略）

2～11（略）

12 この条において特定適用事業所とは、

事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時**五十人**を超えるものの各適用事業所をいう。

事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時**百人**を超えるものの各適用事業所をいう。

事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時**五百人**を超えるものの各適用事業所をいう。

○ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)(抄)
 (第十条関係) (ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分)

修正案	改正案	現行
<p>附則</p> <p>第十七条 削除</p>	<p>附則</p> <p>第十七条 当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所(厚生年金保険法第六条の適用事業所をいう。以下この条及び附則第十七条の三において同じ。)(国又は地方公共団体の適用事業所を除く。以下この条において同じ。)に使用される第一号又は第二号に掲げる者であって同法第十二条各号のいずれにも該当しないもの(前条の規定により同法第十二条(第五号に係る部分に限る。)の規定が適用されない者を除く。以下この条及び附則第十条の三において「特定四分の三未満短時間労働者」という。)については、同法第九条及び附則第四条の三第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。</p>	<p>附則</p> <p>第十七条 当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所(厚生年金保険法第六条の適用事業所をいう。以下この条及び附則第十七条の三において同じ。)(国又は地方公共団体の適用事業所を除く。以下この条において同じ。)に使用される第一号又は第二号に掲げる者であって同法第十二条各号のいずれにも該当しないもの(前条の規定により同法第十二条(第五号に係る部分に限る。)の規定が適用されない者を除く。以下この条及び附則第十条の三において「特定四分の三未満短時間労働者」という。)については、同法第九条及び附則第四条の三第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。</p>

一 その一週間の所定労働時間が同一の事業所又は事務所（以下単に「事業所」という。）に使用される通常の労働者（厚生年金保険法第十二条第五号に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同条第五号に規定する短時間労働者をいう。次号において同じ。）

二 その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

2 特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、実施機関（厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関をいい、厚生労働大臣及び日

一 その一週間の所定労働時間が同一の事業所又は事務所（以下単に「事業所」という。）に使用される通常の労働者（厚生年金保険法第十二条第五号に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同条第五号に規定する短時間労働者をいう。次号において同じ。）

二 その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

2 特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、実施機関（厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関をいい、厚生労働大臣及び日

本私立学校振興・共済事業団に限る。以下同じ。）に当該特定四分の三未満短時間労働者について前項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者及び七十歳以上の使用される者（厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者をいう。第五項第一号において同じ。）（以下「四分の三以上同意対象者」という。）の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同

本私立学校振興・共済事業団に限る。以下同じ。）に当該特定四分の三未満短時間労働者について前項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者及び七十歳以上の使用される者（厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者をいう。第五項第一号において同じ。）（以下「四分の三以上同意対象者」という。）の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同

意対象者の四分の三以上の同意

3 前項ただし書の申出は、附則第四十六条第二項ただし書の規定により同項ただし書の申出をすることができる事業主にあっては、当該申出と同時に行為を行わなければならない。

4 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（厚生年金保険の被保険者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

5 特定適用事業所（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。）以外の適用事業所の事業主は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けない

意対象者の四分の三以上の同意

3 前項ただし書の申出は、附則第四十六条第二項ただし書の規定により同項ただし書の申出をすることができる事業主にあっては、当該申出と同時に行為を行わなければならない。

4 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（厚生年金保険の被保険者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

5 特定適用事業所（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。）以外の適用事業所の事業主は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けない

旨の申出をすることができる。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者、七十歳以上の使用される者及び特定四分の三未満短時間労働者（次号及び附則第四十六條第五項において「二分の一以上同意対象者」という。）の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

6 前項の申出は、附則第四十六條第五項の規定により同項の申出をすることができる事業主にあつては、当該申出と同時に

旨の申出をすることができる。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者、七十歳以上の使用される者及び特定四分の三未満短時間労働者（次号及び附則第四十六條第五項において「二分の一以上同意対象者」という。）の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

6 前項の申出は、附則第四十六條第五項の規定により同項の申出をすることができる事業主にあつては、当該申出と同時に

に行わなければならない。

7 第五項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての厚生年金保険法第十三条第一項の規定の適用については、同項中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は前条の規定に該当しなくなつた」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十七条第五項の申出が受理された」とする。

8 第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される

に行わなければならない。

7 第五項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての厚生年金保険法第十三条第一項の規定の適用については、同項中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は前条の規定に該当しなくなつた」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十七条第五項の申出が受理された」とする。

8 第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される

特定四分の三未満短時間労働者について
 第一項の規定の適用を受ける旨の申出を
 することができる。ただし、当該事業主の
 適用事業所が特定適用事業所に該当する
 場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事
 業所に使用される四分の三以上同意対
 象者の四分の三以上で組織する労働組
 合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
 イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用
 事業所に使用される四分の三以上同
 意対象者の四分の三以上を代表する
 者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用
 事業所に使用される四分の三以上同
 意対象者の四分の三以上の同意

9 前項の申出は、附則第四十六条第八項
 の規定により同項の申出をすることがで
 きる事業主にあつては、当該申出と同時

特定四分の三未満短時間労働者について
 第一項の規定の適用を受ける旨の申出を
 することができる。ただし、当該事業主の
 適用事業所が特定適用事業所に該当する
 場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事
 業所に使用される四分の三以上同意対
 象者の四分の三以上で組織する労働組
 合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
 イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用
 事業所に使用される四分の三以上同
 意対象者の四分の三以上を代表する
 者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用
 事業所に使用される四分の三以上同
 意対象者の四分の三以上の同意

9 前項の申出は、附則第四十六条第八項
 の規定により同項の申出をすることがで
 きる事業主にあつては、当該申出と同時

に行わなければならない。

10 第八項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（厚生年金保険の被保険者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

11 第二項ただし書、第五項及び第八項の規定による実施機関（厚生労働大臣に限る。）の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第二十三条第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）」と、同法第二十六條第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等

に行わなければならない。

10 第八項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（厚生年金保険の被保険者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

11 第二項ただし書、第五項及び第八項の規定による実施機関（厚生労働大臣に限る。）の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第二十三条第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）」と、同法第二十六條第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等

のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一項第一号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「並びに公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十条第二項ただし書、第五項及び第八項に規定する権限に係る事務、厚生年金保険法」と、同法第四十八条第一項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者（七十歳未満の者のうち、厚生年金保険法第十条各号のいずれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。附則第四十六条第十

のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一項第一号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「並びに公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十条第二項ただし書、第五項及び第八項に規定する権限に係る事務、厚生年金保険法」と、同法第四十八条第一項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者（七十歳未満の者のうち、厚生年金保険法第十条各号のいずれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。附則第四十六条第十

第十七条の二 当分の間、厚生年金保険法
第六条第四項及び第八条第二項の規定の
適用については、同法第六条第四項中「を
除く」とあるのは、「(公的年金制度の財政
基盤及び最低保障機能の強化等のための
国民年金法等の一部を改正する法律(平
成二十四年法律第六十二号)附則第十六
条の規定により第十二条(第五号に係る
部分に限る。)の規定が適用されない者を
除く。第八条第二項において同じ。)を除
く」とする。

2 令和六年度から令和九年度までの間に

二項において同じ。)の総数が常時五十人
を超えるものの各適用事業所をいう。

第十七条の二 当分の間、厚生年金保険法
第六条第四項及び第八条第二項の規定の
適用については、同法第六条第四項中「を
除く」とあるのは、「(公的年金制度の財政
基盤及び最低保障機能の強化等のための
国民年金法等の一部を改正する法律(平
成二十四年法律第六十二号)附則第十六
条の規定により第十二条(第五号に係る
部分に限る。)の規定が適用されない者を
除く。第八条第二項において同じ。)及び
特定四分の三未満短時間労働者(同法附
則第十七条第一項に規定する特定四分の
三未満短時間労働者をいう。第八条第二
項において同じ。)を除く」と、同法第八
条第二項中「を除く」とあるのは「及び特
定四分の三未満短時間労働者を除く」と
する。

2 令和六年度から令和九年度までの間に

二項において同じ。)の総数が常時百人を
超えるものの各適用事業所をいう。

第十七条の二 当分の間、厚生年金保険法
第六条第四項及び第八条第二項の規定の
適用については、同法第六条第四項中「を
除く」とあるのは、「(公的年金制度の財政
基盤及び最低保障機能の強化等のための
国民年金法等の一部を改正する法律(平
成二十四年法律第六十二号)附則第十六
条の規定により第十二条(第五号に係る
部分に限る。)の規定が適用されない者を
除く。第八条第二項において同じ。)及び
特定四分の三未満短時間労働者(同法附
則第十七条第一項に規定する特定四分の
三未満短時間労働者をいう。第八条第二
項において同じ。)を除く」と、同法第八
条第二項中「を除く」とあるのは「及び特
定四分の三未満短時間労働者を除く」と
する。

2 令和六年度から令和九年度までの間に

おける厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「年齢別構成及び所定労働時間別構成（被保険者における**五百人以下適用事業所**（事業主が同一である一又は二以上の適用事業所（第六条の適用事業所をいう。以下この号において同じ。）（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。以下この号において同じ。）であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される**特定労働者**（七十歳未満の者のうち、第十二条各号のいづれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十七条の三に規定する**特定四分の三未満短時間労働者**をいう。以下この号において同じ。）以外のものをいう。）の総数が五百人以下であるもの各適用事業

おける厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「年齢別構成及び所定労働時間別構成（被保険者における**特定適用事業所**（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する**特定適用事業所**をいい、当該**特定適用事業所**の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される**特定労働者**（同項に規定する**特定労働者**をいう。）の総数が五百人以下であるものに限る。）に使用される**特定四分の三未満短時間労働者**（同条第一項に規定する**特定四分の三未満短時間労働者**をいい、被保険者の資格を有する者に限る。）に相当する者又はその者以外の者の構成をいう。」とする。

おける厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「年齢別構成及び所定労働時間別構成（被保険者における**特定適用事業所**（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する**特定適用事業所**をいい、当該**特定適用事業所**の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される**特定労働者**（同項に規定する**特定労働者**をいう。）の総数が五百人以下であるものに限る。）に使用される**特定四分の三未満短時間労働者**（同条第一項に規定する**特定四分の三未満短時間労働者**をいい、被保険者の資格を有する者に限る。）に相当する者又はその者以外の者の構成をいう。」とする。

所をいう。)に使用される特定四分の三未満短時間労働者(被保険者の資格を有する者に限る。)に相当する者又はその者以外の者の構成をいう。)とする。

3| 令和十年度及び令和十一年度における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「年齢別構成及び所定労働時間別構成(被保険者における五十人以下適用事業所(事業主が同一である一又は二以上の適用事業所(第六条の適用事業所をいう。以下この号において同じ。)(国又は地方公共団体の適用事業所を除く。以下この号において同じ。)であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者(七十歳未満の者のうち、第十二条各号のいずれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する

(新設)

3| 令和十年度及び令和十一年度における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「年齢別構成及び所定労働時間別構成(被保険者における特定適用事業所(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定適用事業所をいい、当該特定適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者(同項に規定する特定労働者をいう。)の総数が百人以下であるものに限る。)に使用される特定四分の三未満短時間労働者(同条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいい、被保険者の資格を有する者に限

法律（平成二十四年法律第六十二号）附則
第十七条の三に規定する特定四分の三未
満短時間労働者をいう。以下この号にお
いて同じ。）以外のものをいう。）の総数が
五十人以下であるものの各適用事業所を
いう。）に使用される特定四分の三未満短
時間労働者（被保険者の資格を有する者
に限る。）に相当する者又はその者以外の
者の構成をいう。）とする。

第十七条の三 当分の間、適用事業所（厚生
年金保険法第六条の適用事業所をいう。）
以外の事業所又は事務所（以下単に「事業
所」という。）に使用される特定四分の三
未満短時間労働者（第一号又は第二号に
掲げる者であつて厚生年金保険法第十二
条各号のいずれにも該当しないもの（附
則第十六条の規定により同法第十二条
（第五号に係る部分に限る。）の規定が適
用されない者を除く。）をいう。）について
は、同法第十条第一項及び第三条の規定

る。）に相当する者又はその者以外の者の
構成をいう。）とする。

第十七条の三 当分の間、適用事業所以外
の事業所に使用される特定四分の三未満
短時間労働者については、厚生年金保険
法第十条第一項及び第三条の規定による
改正後の同法附則第四条の五第一項の規
定にかかわらず、厚生年金保険の被保険
者としな

第十七条の三 当分の間、適用事業所以外
の事業所に使用される特定四分の三未満
短時間労働者については、厚生年金保険
法第十条第一項及び第三条の規定による
改正後の同法附則第四条の五第一項の規
定にかかわらず、厚生年金保険の被保険
者としな

による改正後の同法附則第四条の五第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。

- 一 その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（厚生年金保険法第十二条第五号に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同条第五号に規定する短時間労働者をいう。次号において同じ。）
- 二 その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

第四十六条 削除

第四十六条 当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所（健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所をいい、国又は地方公共団体の当該適用事業所を除く。以下この条において同じ。）に使用される

第四十六条 当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所（健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所をいい、国又は地方公共団体の当該適用事業所を除く。以下この条において同じ。）に使用される

第一号又は第二号に掲げる者であつて同法第三条第一項各号のいずれにも該当しないもの（前条の規定により同項（第九号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。以下この条において「特定四分の三未満短時間労働者」という。）については、同項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者としない。

一 その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（健康保険法第三条第一項第九号に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同項第九号に規定する短時間労働者をいう。次号において同じ。）

二 その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

2

特定適用事業所に該当しなくなった適

第一号又は第二号に掲げる者であつて同法第三条第一項各号のいずれにも該当しないもの（前条の規定により同項（第九号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。以下この条において「特定四分の三未満短時間労働者」という。）については、同項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者としない。

一 その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（健康保険法第三条第一項第九号に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同項第九号に規定する短時間労働者をいう。次号において同じ。）

二 その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

2

特定適用事業所に該当しなくなった適

用事業所に使用される特定四分の三未満
短時間労働者については、前項の規定は、
適用しない。ただし、当該適用事業所の事
業主が、次の各号に掲げる場合に応じ、当
該各号に定める同意を得て、保険者等（全
国健康保険協会が管掌する健康保険にあ
つては厚生労働大臣、健康保険組合が管
掌する健康保険にあつては当該健康保険
組合をいう。以下この条において同じ。）
に当該特定四分の三未満短時間労働者に
ついて同項の規定の適用を受ける旨の申
出をした場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事
業所に使用される四分の三以上同意対
象者の四分の三以上で組織する労働組
合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用
事業所に使用される四分の三以上同
意対象者の四分の三以上を代表する

用事業所に使用される特定四分の三未満
短時間労働者については、前項の規定は、
適用しない。ただし、当該適用事業所の事
業主が、次の各号に掲げる場合に応じ、当
該各号に定める同意を得て、保険者等（全
国健康保険協会が管掌する健康保険にあ
つては厚生労働大臣、健康保険組合が管
掌する健康保険にあつては当該健康保険
組合をいう。以下この条において同じ。）
に当該特定四分の三未満短時間労働者に
ついて同項の規定の適用を受ける旨の申
出をした場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事
業所に使用される四分の三以上同意対
象者の四分の三以上で組織する労働組
合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用
事業所に使用される四分の三以上同
意対象者の四分の三以上を代表する

者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

3 前項ただし書の申出は、附則第十七条第二項ただし書の規定により同項ただし書の申出をすることができる事業主にあつては、当該申出と同時に行為なければならぬ。

4 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

5 特定適用事業所（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。）以外の適用事業所の事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、保険者等に当

者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

3 前項ただし書の申出は、附則第十七条第二項ただし書の規定により同項ただし書の申出をすることができる事業主にあつては、当該申出と同時に行為なければならぬ。

4 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

5 特定適用事業所（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。）以外の適用事業所の事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、保険者等に当

該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

6 前項の申出は、附則第十七条第五項の規定により同項の申出をすることができ
る事業主にあつては、当該申出と同時に
行わなければならない。

該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

6 前項の申出は、附則第十七条第五項の規定により同項の申出をすることができ
る事業主にあつては、当該申出と同時に
行わなければならない。

7 第五項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての健康保険法第三十条の規定の適用については、同条中「適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となった日又は第三条第一項ただし書の規定に該当しなくなった」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第四十六条第五項の申出が受理された」とする。

8 第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について

7 第五項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての健康保険法第三十条の規定の適用については、同条中「適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となった日又は第三条第一項ただし書の規定に該当しなくなった」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第四十六条第五項の申出が受理された」とする。

8 第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について

第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

9 前項の申出は、附則第十七条第八項の規定により同項の申出をすることができ
る事業主にあつては、当該申出と同時に
行わなければならない。

第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

9 前項の申出は、附則第十七条第八項の規定により同項の申出をすることができ
る事業主にあつては、当該申出と同時に
行わなければならない。

10 第八項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

11 第二項ただし書、第五項及び第八項の規定による保険者等（厚生労働大臣に限る。）の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十条第三項中「、船員保険法」とあるのは「若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）、船員保険法」と、同法第二十六条第二項中「健康保険法」とあるのは「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第二項第二号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあ

10 第八項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

11 第二項ただし書、第五項及び第八項の規定による保険者等（厚生労働大臣に限る。）の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十条第三項中「、船員保険法」とあるのは「若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）、船員保険法」と、同法第二十六条第二項中「健康保険法」とあるのは「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第二項第二号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあ

るのは「並びに公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第四十六條第二項ただし書、第五項及び第八項に規定する権限に係る事務、健康保険法」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同法第四十八條第一項中「健康保険法」とあるのは「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時五十人を超えるものの各適用事業所をいう。

るのは「並びに公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第四十六條第二項ただし書、第五項及び第八項に規定する権限に係る事務、健康保険法」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同法第四十八條第一項中「健康保険法」とあるのは「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時百人を超えるものの各適用事業所をいう。

○ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（抄）（第十四条関係）（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正案	改正案	現行
<p>第十三条の二（略）</p> <p>2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>一 国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付（次項において「障害基礎年金等」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>二（略）</p> <p>3 手当は、受給資格者が障害基礎年金等</p>	<p>第十三条の二（略）</p> <p>2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>一 国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付（次項において「障害基礎年金等」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>二（略）</p> <p>3 手当は、受給資格者が障害基礎年金等</p>	<p>第十三条の二（略）</p> <p>2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>二（略）</p> <p>（新設）</p>

の給付を受けることができるとき（その全額につきその支給が停止されているときを除く。）は、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額に相当する額を支給しない。

4 前項の政令を定めるに当たっては、監護等児童が二人以上である受給資格者に支給される手当の額が監護等児童が一人である受給資格者に支給される手当の額を下回ることはないようにするものとする。

の給付を受けることができるとき（その全額につきその支給が停止されているときを除く。）は、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額に相当する額を支給しない。

（新設）

○ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）（第十九条関係）（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正案

（標準報酬月額）

第二十二条 標準報酬月額は、加入者の報酬月額に基づき次の等級区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）により定め、各等級に対応する標準報酬日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	六八、〇〇円 七八、〇〇円	七三、〇〇円未満 七三、〇〇円以上
第二級	〇〇円 七八、〇〇円	八三、〇〇円未満 八三、〇〇円以上
第三級	〇〇円 八八、〇〇円	九三、〇〇円未満 九三、〇〇円以上

改正案

（標準報酬月額）

第二十二条 標準報酬月額は、加入者の報酬月額に基づき次の等級区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）により定め、各等級に対応する標準報酬日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	八八、〇〇円 九三、〇〇円	九三、〇〇円未満 九三、〇〇円以上

現行

（標準報酬月額）

第二十二条 標準報酬月額は、加入者の報酬月額に基づき次の等級区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）により定め、各等級に対応する標準報酬日額は、その月額の二十二分の一に相当する額とする。

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	八八、〇〇円 九三、〇〇円	九三、〇〇円未満 九三、〇〇円以上

	第八級	第七級	第六級	第五級	第四級	
	〇〇〇円 一二六、	〇〇〇円 一一八、	〇〇〇円 一一〇、	〇〇〇円 一〇四、	〇〇〇円 九八、〇	
〇〇円未満	〇〇円以上 一三〇、〇	〇〇円以上 一二二、〇	〇〇円以上 一一四、〇	〇〇円以上 一〇七、〇	〇円以上 一〇一、〇	〇円未満
	一二二、〇	一一四、〇	一〇七、〇	一〇一、〇	九三、〇〇	

	第六級	第五級	第四級	第三級	第二級	
	〇〇〇円 一二六、	〇〇〇円 一一八、	〇〇〇円 一一〇、	〇〇〇円 一〇四、	〇〇〇円 九八、〇	
〇〇円未満	〇〇円以上 一三〇、〇	〇〇円以上 一二二、〇	〇〇円以上 一一四、〇	〇〇円以上 一〇七、〇	〇円以上 一〇一、〇	〇円未満
	一二二、〇	一一四、〇	一〇七、〇	一〇一、〇	九三、〇〇	

	第六級	第五級	第四級	第三級	第二級	
	〇〇〇円 一二六、	〇〇〇円 一一八、	〇〇〇円 一一〇、	〇〇〇円 一〇四、	〇〇〇円 九八、〇	
〇〇円未満	〇〇円以上 一三〇、〇	〇〇円以上 一二二、〇	〇〇円以上 一一四、〇	〇〇円以上 一〇七、〇	〇円以上 一〇一、〇	〇円未満
	一二二、〇	一一四、〇	一〇七、〇	一〇一、〇	九三、〇〇	

第十四級	第十三級	第十二級	第十一級	第十級	第九級
一八〇、	一七〇、 〇〇〇円	一六〇、 〇〇〇円	一五〇、 〇〇〇円	一四二、 〇〇〇円	一三四、 〇〇〇円
一七五、〇	一六五、〇 〇〇円以上 一七五、〇 〇〇円未満	一五五、〇 〇〇円以上 一六五、〇 〇〇円未満	一四六、〇 〇〇円以上 一五五、〇 〇〇円未満	一三八、〇 〇〇円以上 一四六、〇 〇〇円未満	一三〇、〇 〇〇円以上 一三八、〇 〇〇円未満

第十二級	第十一級	第十級	第九級	第八級	第七級
一八〇、	一七〇、 〇〇〇円	一六〇、 〇〇〇円	一五〇、 〇〇〇円	一四二、 〇〇〇円	一三四、 〇〇〇円
一七五、〇	一六五、〇 〇〇円以上 一七五、〇 〇〇円未満	一五五、〇 〇〇円以上 一六五、〇 〇〇円未満	一四六、〇 〇〇円以上 一五五、〇 〇〇円未満	一三八、〇 〇〇円以上 一四六、〇 〇〇円未満	一三〇、〇 〇〇円以上 一三八、〇 〇〇円未満

第十二級	第十一級	第十級	第九級	第八級	第七級
一八〇、	一七〇、 〇〇〇円	一六〇、 〇〇〇円	一五〇、 〇〇〇円	一四二、 〇〇〇円	一三四、 〇〇〇円
一七五、〇	一六五、〇 〇〇円以上 一七五、〇 〇〇円未満	一五五、〇 〇〇円以上 一六五、〇 〇〇円未満	一四六、〇 〇〇円以上 一五五、〇 〇〇円未満	一三八、〇 〇〇円以上 一四六、〇 〇〇円未満	一三〇、〇 〇〇円以上 一三八、〇 〇〇円未満

第十九級	第十八級	第十七級	第十六級	第十五級	
〇〇〇〇円 二六〇、〇	〇〇〇〇円 二四〇、〇	〇〇〇〇円 二二〇、〇	〇〇〇〇円 二〇〇、〇	〇〇〇〇円 一九〇、〇	〇〇〇〇円
〇〇〇〇円以上 二五〇、〇	〇〇〇〇円以上 二五〇、〇 〇〇〇円未満	〇〇〇〇円以上 二三〇、〇 〇〇〇円未満	〇〇〇〇円以上 二一〇、〇 〇〇〇円未満	〇〇〇〇円以上 一九五、〇 〇〇〇円未満	〇〇〇円以上 一八五、〇 〇〇〇円未満

第十七級	第十六級	第十五級	第十四級	第十三級	
〇〇〇〇円 二六〇、〇	〇〇〇〇円 二四〇、〇	〇〇〇〇円 二二〇、〇	〇〇〇〇円 二〇〇、〇	〇〇〇〇円 一九〇、〇	〇〇〇〇円
〇〇〇〇円以上 二五〇、〇	〇〇〇〇円以上 二五〇、〇 〇〇〇円未満	〇〇〇〇円以上 二三〇、〇 〇〇〇円未満	〇〇〇〇円以上 二一〇、〇 〇〇〇円未満	〇〇〇〇円以上 一九五、〇 〇〇〇円未満	〇〇〇円以上 一八五、〇 〇〇〇円未満

第十七級	第十六級	第十五級	第十四級	第十三級	
〇〇〇〇円 二六〇、〇	〇〇〇〇円 二四〇、〇	〇〇〇〇円 二二〇、〇	〇〇〇〇円 二〇〇、〇	〇〇〇〇円 一九〇、〇	〇〇〇〇円
〇〇〇〇円以上 二五〇、〇	〇〇〇〇円以上 二五〇、〇 〇〇〇円未満	〇〇〇〇円以上 二三〇、〇 〇〇〇円未満	〇〇〇〇円以上 二一〇、〇 〇〇〇円未満	〇〇〇〇円以上 一九五、〇 〇〇〇円未満	〇〇〇円以上 一八五、〇 〇〇〇円未満

	第二十四級		第二十三級		第二十二級		第二十一級		第二十級	
	○ ○○○円		○ ○○○円		○ ○○○円		○ ○○○円		○ ○○○円	
	三六〇、 三五〇、 ○		三四〇、 三三〇、 ○		三二〇、 三一〇、 ○		三〇〇、 二九〇、 ○		二八〇、 二七〇、 ○	
	○ ○○円以上 三七〇、 ○		○ ○○円以上 三五〇、 ○		○ ○○円以上 三三〇、 ○		○ ○○円以上 三一〇、 ○		○ ○○円以上 二九〇、 ○	
			○ ○○円未満		○ ○○円未満		○ ○○円未満		○ ○○円未満	
									○ ○○円未満	

	第二十二級		第二十一級		第二十級		第十九級		第十八級	
	○ ○○○円		○ ○○○円		○ ○○○円		○ ○○○円		○ ○○○円	
	三六〇、 三五〇、 ○		三四〇、 三三〇、 ○		三二〇、 三一〇、 ○		三〇〇、 二九〇、 ○		二八〇、 二七〇、 ○	
	○ ○○円以上 三七〇、 ○		○ ○○円以上 三五〇、 ○		○ ○○円以上 三三〇、 ○		○ ○○円以上 三一〇、 ○		○ ○○円以上 二九〇、 ○	
			○ ○○円未満		○ ○○円未満		○ ○○円未満		○ ○○円未満	
									○ ○○円未満	

	第二十二級		第二十一級		第二十級		第十九級		第十八級	
	○ ○○○円		○ ○○○円		○ ○○○円		○ ○○○円		○ ○○○円	
	三六〇、 三五〇、 ○		三四〇、 三三〇、 ○		三二〇、 三一〇、 ○		三〇〇、 二九〇、 ○		二八〇、 二七〇、 ○	
	○ ○○円以上 三七〇、 ○		○ ○○円以上 三五〇、 ○		○ ○○円以上 三三〇、 ○		○ ○○円以上 三一〇、 ○		○ ○○円以上 二九〇、 ○	
			○ ○○円未満		○ ○○円未満		○ ○○円未満		○ ○○円未満	
									○ ○○円未満	

	第二十九級		第二十八級		第二十七級		第二十六級		第二十五級	
	五〇〇、 〇〇〇円		四七〇、 〇〇〇円		四四〇、 〇〇〇円		四一〇、 〇〇〇円		三八〇、 〇〇〇円	
	四八五、〇 〇〇円以上 五一五、〇 〇〇円未満		四五五、〇 〇〇円以上 四八五、〇 〇〇円未満		四二五、〇 〇〇円以上 四五五、〇 〇〇円未満		三九五、〇 〇〇円以上 四二五、〇 〇〇円未満		三七〇、〇 〇〇円以上 三九五、〇 〇〇円未満	

	第二十七級		第二十六級		第二十五級		第二十四級		第二十三級	
	五〇〇、 〇〇〇円		四七〇、 〇〇〇円		四四〇、 〇〇〇円		四一〇、 〇〇〇円		三八〇、 〇〇〇円	
	四八五、〇 〇〇円以上 五一五、〇 〇〇円未満		四五五、〇 〇〇円以上 四八五、〇 〇〇円未満		四二五、〇 〇〇円以上 四五五、〇 〇〇円未満		三九五、〇 〇〇円以上 四二五、〇 〇〇円未満		三七〇、〇 〇〇円以上 三九五、〇 〇〇円未満	

	第二十七級		第二十六級		第二十五級		第二十四級		第二十三級	
	五〇〇、 〇〇〇円		四七〇、 〇〇〇円		四四〇、 〇〇〇円		四一〇、 〇〇〇円		三八〇、 〇〇〇円	
	四八五、〇 〇〇円以上 五一五、〇 〇〇円未満		四五五、〇 〇〇円以上 四八五、〇 〇〇円未満		四二五、〇 〇〇円以上 四五五、〇 〇〇円未満		三九五、〇 〇〇円以上 四二五、〇 〇〇円未満		三七〇、〇 〇〇円以上 三九五、〇 〇〇円未満	

3 ┌ 16 (略)	2 (略)	第三十三級	第三十二級	第三十一級	第三十級
		〇〇〇円 六二〇、	〇〇〇円 五九〇、	〇〇〇円 五六〇、	〇〇〇円 五三〇、
		〇〇円以上 六〇五、〇	〇〇円以上 六〇五、〇 〇〇円未満	〇〇円以上 五七五、〇 〇〇円未満	〇〇円以上 五四五、〇 〇〇円未満

3 ┌ 16 (略)	2 (略)	第三十一級	第三十級	第二十九級	第二十八級
		〇〇〇円 六二〇、	〇〇〇円 五九〇、	〇〇〇円 五六〇、	〇〇〇円 五三〇、
		〇〇円以上 六〇五、〇	〇〇円以上 六〇五、〇 〇〇円未満	〇〇円以上 五七五、〇 〇〇円未満	〇〇円以上 五四五、〇 〇〇円未満

3 ┌ 16 (略)	2 (略)	第三十一級	第三十級	第二十九級	第二十八級
		〇〇〇円 六二〇、	〇〇〇円 五九〇、	〇〇〇円 五六〇、	〇〇〇円 五三〇、
		〇〇円以上 六〇五、〇	〇〇円以上 六〇五、〇 〇〇円未満	〇〇円以上 五七五、〇 〇〇円未満	〇〇円以上 五四五、〇 〇〇円未満

修正案	改正案	現行
<p>（規約の承認）</p> <p>第三条</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 厚生年金適用事業所の事業主が次に掲げる要件に適合する企業型年金（第十九条第二項及び第二十三条第一項において「簡易企業型年金」という。）について、第一項の承認を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項第三号から第五号までに掲げる書類及び同項第六号に掲げる書類（厚生労働省令で定める書類に限る。）の添付を省略することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数が五百人以下であること。</p> <p>三 （略）</p> <p>6 （略）</p>	<p>（規約の承認）</p> <p>第三条</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 厚生年金適用事業所の事業主が次に掲げる要件に適合する企業型年金（第十九条第二項及び第二十三条第一項において「簡易企業型年金」という。）について、第一項の承認を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項第三号から第五号までに掲げる書類及び同項第六号に掲げる書類（厚生労働省令で定める書類に限る。）の添付を省略することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数が三百人以下であること。</p> <p>三 （略）</p> <p>6 （略）</p>	<p>（規約の承認）</p> <p>第三条</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 厚生年金適用事業所の事業主が次に掲げる要件に適合する企業型年金（第十九条第二項及び第二十三条第一項において「簡易企業型年金」という。）について、第一項の承認を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項第三号から第五号までに掲げる書類及び同項第六号に掲げる書類（厚生労働省令で定める書類に限る。）の添付を省略することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数が百人以下であること。</p> <p>三 （略）</p> <p>6 （略）</p>

(規約の承認)

第五十五条 (略)

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 四 (略)

四の二 中小事業主(企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であつて、その使用する第一号厚生年金被保険者の数が**五百人**以下のものをいう。以下この章において同じ。)が第六十八条の二第一項の規定により掛金を拠出することを定める場合にあつては、当該掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項

五 八 (略)

(規約の承認)

第五十五条 (略)

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 四 (略)

四の二 中小事業主(企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であつて、その使用する第一号厚生年金被保険者の数が**三百人**以下のものをいう。以下この章において同じ。)が第六十八条の二第一項の規定により掛金を拠出することを定める場合にあつては、当該掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項

五 八 (略)

(規約の承認)

第五十五条 (略)

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 四 (略)

四の二 中小事業主(企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であつて、その使用する第一号厚生年金被保険者の数が**百人**以下のものをいう。以下この章において同じ。)が第六十八条の二第一項の規定により掛金を拠出することを定める場合にあつては、当該掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項

五 八 (略)

○ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）（第二十二條關係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正案	改正案	現行
<p>（事務の委託）</p> <p>第六十一条 連合会は、政令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の者に委託することができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 その他厚生労働省令で定める事務（個人型年金加入者の資格の確認及び個人型年金加入者掛金の額が第六十九条 条第一項に規定する拠出限度額の範囲内であることの確認に関する事務を除く。）</p> <p>2 （略）</p> <p>（個人型年金加入者）</p> <p>第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。</p> <p>一 （略）</p>	<p>（事務の委託）</p> <p>第六十一条 連合会は、政令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の者に委託することができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 その他厚生労働省令で定める事務（個人型年金加入者の資格の確認及び個人型年金加入者掛金の額が第六十九条 条に規定する拠出限度額の範囲内であることの確認に関する事務を除く。）</p> <p>2 （略）</p> <p>（個人型年金加入者）</p> <p>第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。</p> <p>一 （略）</p>	<p>（事務の委託）</p> <p>第六十一条 連合会は、政令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の者に委託することができる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 その他厚生労働省令で定める事務（個人型年金加入者の資格の確認及び個人型年金加入者掛金の額が第六十九条 条に規定する拠出限度額の範囲内であることの確認に関する事務を除く。）</p> <p>2 （略）</p> <p>（個人型年金加入者）</p> <p>第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。</p> <p>一 （略）</p>

二 国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者（企業型年金加入者（企業型年金規約において第三条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。）その他政令で定める者（第四項第六号において「企業型年金等対象者」という。）を除く。）

三 （略）

四 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第一号に掲げる者を除く。）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、個人型年金加入者としてしない。

一 個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であつた者

二 国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする

二 国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者（企業型年金加入者（企業型年金規約において第三条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。）その他政令で定める者（第四項第六号において「企業型年金等対象者」という。）を除く。）

三 （略）

四 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第一号に掲げる者を除く。）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、個人型年金加入者としてしない。

一 個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であつた者

二 国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする

二 六十歳未満の厚生年金保険の被保険者（企業型年金加入者（企業型年金規約において第三条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。）その他政令で定める者（第三項第七号において「企業型年金等対象者」という。）を除く。）

三 （略）

（新設）

（新設）

る年金である給付であつて政令で定め
るものの受給権を有する者

3| 個人型年金加入者は、第一項の申出を
した日に個人型年金加入者の資格を取得
する。

4| 個人型年金加入者は、次の各号のい
れかに該当するに至つた日（第一号に該
当するに至つたときは、その翌日とし、第
四号に該当するに至つたときは、当該保
険料を納付することを要しないものとさ
れた月の初日とする。）に、個人型年金加
入者の資格を喪失する。

一（略）

（削除）

二| 国民年金の被保険者の資格を喪失し
たとき（前号に掲げる場合を除く。）。

三〜六（略）

七| 個人型年金の老齢給付金の受給権を
有する者となつたとき。

八| 第二項第二号に掲げる者となつたと
き。

る年金である給付であつて政令で定め
るものの受給権を有する者

3| 個人型年金加入者は、第一項の申出を
した日に個人型年金加入者の資格を取得
する。

4| 個人型年金加入者は、次の各号のい
れかに該当するに至つた日（第一号に該
当するに至つたときは、その翌日とし、第
四号に該当するに至つたときは、当該保
険料を納付することを要しないものとさ
れた月の初日とする。）に、個人型年金加
入者の資格を喪失する。

一（略）

（削除）

二| 国民年金の被保険者の資格を喪失し
たとき（前号に掲げる場合を除く。）。

三〜六（略）

七| 個人型年金の老齢給付金の受給権を
有する者となつたとき。

八| 第二項第二号に掲げる者となつたと
き。

2| 個人型年金加入者は、前項の申出をし
た日に個人型年金加入者の資格を取得す
る。

3| 個人型年金加入者は、次の各号のい
れかに該当するに至つた日（第一号に該
当するに至つたときは、その翌日とし、第
五号に該当するに至つたときは、当該保
険料を納付することを要しないものとさ
れた月の初日とする。）に、個人型年金加
入者の資格を喪失する。

一（略）

二| 六十歳に達したとき。

三| 国民年金の被保険者の資格を喪失し
たとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

四〜七（略）

（新設）

（新設）

5| 個人型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日に遡って、個人型年金加入者でなかったものとみなす。

(拠出限度額)

第六十九条 一年間の個人型年金加入者掛金の額（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額。以下この条において同じ。）の総額は、拠出限度額（一年間に拠出することのできる個人型年金加入者掛金の額の総額の上限として、個人型年金加入者の種別（第一号加入者（個人型年金加入者であつて、第六十二条第一項第一号に掲げるものをいう。）、第二号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）、第三号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第三号に掲げるものをいう。）、**次項において同じ。**）

5| 個人型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日に遡って、個人型年金加入者でなかったものとみなす。

(拠出限度額)

第六十九条 一年間の個人型年金加入者掛金の額（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額。以下この条において同じ。）の総額は、拠出限度額（一年間に拠出することのできる個人型年金加入者掛金の額の総額の上限として、個人型年金加入者の種別（第一号加入者（個人型年金加入者であつて、第六十二条第一項第一号に掲げるものをいう。）、第二号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）、第三号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第三号に掲げるものをいう。）、**又は第四号加入者**

4| 個人型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、個人型年金加入者でなかったものとみなす。

(拠出限度額)

第六十九条 一年間の個人型年金加入者掛金の額（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額。以下この条において同じ。）の総額は、拠出限度額（一年間に拠出することのできる個人型年金加入者掛金の額の総額の上限として、個人型年金加入者の種別（第一号加入者（個人型年金加入者であつて、第六十二条第一項第一号に掲げるものをいう。）、第二号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）、**又は第三号加入者**（個人型年金加入者であつて、同項第三号に掲げるものをいう。）の**区別をいう。**）

又は第四号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第四号に掲げるものをいう。次項において同じ。）の区別をいう。国民年金基金の掛金の額、企業型年金加入者又は確定給付企業年金の加入者の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。

2 前項の政令（第二号加入者（企業型年金加入者を除く。）、第三号加入者及び第四号加入者に係る部分に限る。）を定めるに当たっては、企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めていない企業型年金の企業型年金加入者であつて確定給付企業年金の加入者であるものに係る第二十条に規定する拠出限度額と同額となるようにするものとする。

附則

（個人型年金加入者に係る特例）

（個人型年金加入者であつて、同項第四号に掲げるものをいう。）の区別をいう。国民年金基金の掛金の額、企業型年金加入者又は確定給付企業年金の加入者の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。

（新設）

附則

及び国民年金基金の掛金の額を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。

附則

第三条の二 第六十二条第一項各号のい

ず
(新設)

れにも該当しない者（同条第二項各号のい
ずれかに該当する者を除く。）であつ
て、個人型年金加入者となることができ
たにもかかわらず個人型年金加入者とな
らなかつた期間（次項において「特例対象
期間」という。）を有するものは、同項の
規定にかかわらず、連合会に申し出て、個
人型年金加入者となることができる。

2 前項の規定による個人型年金加入者
は、同項の規定による個人型年金加入者
である期間が当該個人型年金加入者に係
る特例対象期間に相当する期間に達した
ときは、個人型年金加入者の資格を喪失
する。

3 第一項の場合における第六十二条第四
項の規定の適用については、同項中「次の
各号」とあるのは「次の各号（第二号を除
く。）」とするほか、第一項の場合における
この法律その他の法令の規定の適用に関
し必要な事項は、政令で定める。

○ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）（第二十三条関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正案	改正案	現行
<p>（個人型年金加入者）</p> <p>第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者（企業型年金加入者（企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者その他政令で定める者（第四項第六号において「企業型掛金拠出者等」という。）を除く。）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第</p>	<p>（個人型年金加入者）</p> <p>第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者（企業型年金加入者（企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者その他政令で定める者（第四項第六号において「企業型掛金拠出者等」という。）を除く。）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第</p>	<p>（個人型年金加入者）</p> <p>第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者（企業型年金加入者（企業型年金規約において第三項第七号の三に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。）その他政令で定める者（第四項第六号において「企業型年金等対象者」という。）を除く。）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第</p>

四号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とし、第六号（企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者に限る。）に該当するに至ったときは、企業型年金加入者掛金を拠出した月の初日とする。）に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

一〇五（略）

六 企業型掛金拠出者等となったとき。

七・八（略）

5（略）

（拠出限度額）

第六十九条 一年間の個人型年金加入者掛金の額（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額。以下この条において同じ。）の総額は、拠出限度額（一年間に拠出することができる個人型年金加入者掛金の額の総

四号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とし、第六号（企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者に限る。）に該当するに至ったときは、企業型年金加入者掛金を拠出した月の初日とする。）に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

一〇五（略）

六 企業型掛金拠出者等となったとき。

七・八（略）

5（略）

（拠出限度額）

第六十九条 一年間の個人型年金加入者掛金の額（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額。以下この条において同じ。）の総額は、拠出限度額（一年間に拠出することができる個人型年金加入者掛金の額の総

四号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

一〇五（略）

六 企業型年金等対象者となったとき。

七・八（略）

5（略）

（拠出限度額）

第六十九条 一年間の個人型年金加入者掛金の額（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額。以下この条において同じ。）の総額は、拠出限度額（一年間に拠出することができる個人型年金加入者掛金の額の総

額の上限として、個人型年金加入者の種別（第一号加入者（個人型年金加入者であつて、第六十二条第一項第一号に掲げるものをいう。）、第二号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）、第三号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第三号に掲げるものをいう。）、**次項において同じ。**）又は第四号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第四号に掲げるものをいう。）、**次項において同じ。**）の区別をいう。）、国民年金基金の掛金の額、企業型年金加入者又は確定給付企業年金の加入者の資格の有無、事業主掛金の額を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。

2 前項の政令（第二号加入者（企業型年金加入者を除く。）、第三号加入者及び第四号加入者に係る部分に限る。）を定めるに当たっては、**企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者であつて確定給**

額の上限として、個人型年金加入者の種別（第一号加入者（個人型年金加入者であつて、第六十二条第一項第一号に掲げるものをいう。）、第二号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）、第三号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第三号に掲げるものをいう。）、又は第四号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第四号に掲げるものをいう。）、**次項において同じ。**）の区別をいう。）、国民年金基金の掛金の額、企業型年金加入者又は確定給付企業年金の加入者の資格の有無、事業主掛金の額等を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。

額の上限として、個人型年金加入者の種別（第一号加入者（個人型年金加入者であつて、第六十二条第一項第一号に掲げるものをいう。）、第二号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）、第三号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第三号に掲げるものをいう。）、**次項において同じ。**）又は第四号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第四号に掲げるものをいう。）、**次項において同じ。**）の区別をいう。）、国民年金基金の掛金の額、企業型年金加入者又は確定給付企業年金の加入者の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。

2 前項の政令（第二号加入者（企業型年金加入者を除く。）、第三号加入者及び第四号加入者に係る部分に限る。）を定めるに当たっては、**企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者とな**

付企業年金の加入者であるものに係る第
二十条に規定する拠出限度額と同額とな
るようにするものとする。

ることができるときを定めていない企業
型年金の企業型年金加入者であつて確定
給付企業年金の加入者であるものに係る
第二十条に規定する拠出限度額と同額と
なるようにするものとする。

修正案	改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの（イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる<u>定めた</u>期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 二月以内の期間を定めて使用される者であつて、<u>当該定めた期間を超えて使用されること</u>が見込まれないもの</p> <p>三〇八 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの（イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる<u>定めた</u>期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 二月以内の期間を定めて使用される者であつて、<u>当該定めた期間を超えて使用されること</u>が見込まれないもの</p> <p>三〇八 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの（イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる<u>所定の</u>期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 二月以内の期間を定めて使用される者</p> <p>三〇八 （略）</p>

九 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからハまでのいずれかの要件に該当するもの

イ（略）

九 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからハまでのいずれかの要件に該当するもの

イ（略）

九 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの

イ（略）

2 ～ 13 (略)	<p>(削る)</p> <p>ロ 報酬(最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)について、厚生労働省令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定の例により算定した額が、六万八千円未満であること。</p>
2 ～ 13 (略)	<p>(削る)</p> <p>ロ 報酬(最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)について、厚生労働省令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること。</p>
2 ～ 13 (略)	<p>ロ (略)</p> <p>ハ 報酬(最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)について、厚生労働省令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること。</p>

○ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）（抄）（附則関係）

（ゴシック部分は修正部分、傍線部分は改正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中国国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項並びに附則第</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中国国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項及び附則第十</p>

二条の二及び第十二条の規定、附則第四十二条中国民法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定 公布の日

二〇六（略）

七 **第二条中国民法附則第九条の五の次に一条を加える改正規定、第二十条**の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表の改正規定（同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。）、同法附則第三十八条第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定（同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項及び改正後確

二条の規定、附則第四十二条中国民法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定 公布の日

二〇六（略）

七 **第二十条**の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表の改正規定（同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。）、同法附則第三十八条第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定（同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項及び改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項の改正規定を除く。）、同法附則

定拠出年金法第四十八条の二の項の改正規定を除く。)、同法附則第四十条第二項及び第四十一条第二号の改正規定、同法附則第四十九条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第五十一条、第五十二条、第五十七条から第五十九条まで、第七十一条第二項及び第九十三条の改正規定、第二十六条中独立行政法人農業者年金基金法第十一条、第十三条及び第四十五条第一項の改正規定、同法附則第二条第一項の改正規定(「当分の間」の下に「、第二十八条第一項の規定にかかわらず」を加える部分を除く。)、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第三条第一項の改正規定(「当分の間」の下に「、第三十一条第一項の規定にかかわらず」を加える部分及び「第三十一条第一項ただし書」を「同項ただし書」に改める部分を除く。)並びに同条第二項の改正規定、附則第二十六条、第二十九条から第三十三条まで及び第八十九条から第九十一条までの規定並びに附則第九十二条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の七十七の四の項の改正規定 令和四年五月一日

八 第四条中厚生年金保険法第六条第一項第一号、**第十二条及び第二十条第一項**並びに附則第四条の二の改正規定、第九条の規定、第十五条中国家公務員共済組合法第二条第一項第一号、第四十条、第七十二条、第二百二条の二及び第二百二十五条から第二百二十六条の二まで並びに附則第二十条の二第一項及び第二十条

第四十条第二項及び第四十一条第二号の改正規定、同法附則第四十九条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第五十一条、第五十二条、第五十七条から第五十九条まで、第七十一条第二項及び第九十三条の改正規定、第二十六条中独立行政法人農業者年金基金法第十一条、第十三条及び第四十五条第一項の改正規定、同法附則第二条第一項の改正規定(「当分の間」の下に「、第二十八条第一項の規定にかかわらず」を加える部分を除く。)、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第三条第一項の改正規定(「当分の間」の下に「、第三十一条第一項の規定にかかわらず」を加える部分及び「第三十一条第一項ただし書」を「同項ただし書」に改める部分を除く。)並びに同条第二項の改正規定、附則第二十六条、第二十九条から第三十三条まで及び第八十九条から第九十一条までの規定並びに附則第九十二条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の七十七の四の項の改正規定 令和四年五月一日

八 第四条中厚生年金保険法第六条第一項第一号**及び第十二条**並びに附則第四条の二の改正規定、第九条の規定、第十五条中国家公務員共済組合法第二条第一項第一号、第四十条、第七十二条、第二百二条の二及び第二百二十五条から第二百二十六条の二まで並びに附則第二十条の二第一項及び第二十条の六第一項の改正

の六第一項の改正規定、第十七条中地方公務員等共済組合法第二条第一項第一号、第四十二条、第七十四条、第一百三十一条及び第四百十一条から第四百十二条まで並びに附則第四十条の三の二の改正規定、第十九条中私立学校教職員共済法第二十二條の改正規定、第二十三条の規定、第二十九条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条第三項並びに**附則第二条の三、第七条の二、第十四条、第十九条及び第二十四条の規定** 令和四年十月一日

九〇十一 (略)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号) **第六条第二項第二号から第四号まで**に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項(次項及び次条に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ず

規定、第十七条中地方公務員等共済組合法第二条第一項第一号、第四十三条、第七十四条、第一百三十一条及び第四百十一条から第四百十二条まで並びに附則第四十条の三の二の改正規定、第十九条中私立学校教職員共済法**第二十二条第二項**の改正規定、第二十三条の規定、第二十九条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条第三項並びに**附則第十四条、第十九条及び第二十四条の規定** 令和四年十月一日

九〇十一 (略)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号) **第六条第二項各号**に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項(次項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

るものとする。

2・3 (略)

(老齡基礎年金の額の算定の基礎となる期間の限度の拡大に係る
法制上の措置)

第二条の二 政府は、老齡基礎年金の保障機能を一層強化する観点
から、国民年金法附則第五条第一項の規定により国民年金の被保
険者となることができる者、同法第七条第一項第二号に規定する
第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者の同法
第二十七条各号に掲げる月数を合算した月数の限度を五百四十ま
で拡大し、当該拡大した月数に応じて老齡基礎年金の額を加算す
る制度を創設するため、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(厚生年金保険等の適用範囲の拡大に係る中小企業者に対する助
成等)

第二条の三 政府は、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大
が中小企業者に与える影響に鑑み、この法律による公的年金制度
の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一
部を改正する法律の改正により新たに厚生年金保険及び健康保険
の被保険者となる短時間労働者を使用する適用事業所の事業主で
ある中小企業者に対し、その経済的負担を軽減するため、助成そ

2・3 (略)

(新設)

(新設)

の他必要な措置を講ずるものとする。

（改正後の厚生年金保険法における標準報酬月額に関する経過措置）

第七条の二 附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（以下「第八号施行日」という。）前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、第八号施行日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（令和四年十月から標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。）を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が八万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が八万三千円以上である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第四条の規定による改正後の同法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第八号施行日において改定するものとする。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、令和四年十月から令和五年八月までの各月の標準報酬月額とする。

（改正後の国家公務員共済組合法における標準報酬に関する経過措置）

（新設）

（改正後の国家公務員共済組合法における標準報酬に関する経過措置）

第十四条 第八号施行日前に国家公務員共済組合の組合員の資格を

取得して、第八号施行日まで引き続きその資格を有する者（国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員及び令和四年十月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬の月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が九万三千円以上であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額を第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第四十条第一項及び第二項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、第八号施行日において改定するものとする。

2 (略)

（改正後の私立学校教職員共済法における標準報酬月額に関する経過措置）

第二十四条 第八号施行日前に私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、第八号施行日まで引き続きその資格を有する者（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者及び令和四年十月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が八

第十四条 附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（以下「第八号施行日」という。）前に国家公務員共済組合の組合員の資格を取

得して、第八号施行日まで引き続きその資格を有する者（国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員及び令和四年十月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬の月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が九万三千円以上であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額を第十五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第四十条第一項及び第二項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、第八号施行日において改定するものとする。

2 (略)

（改正後の私立学校教職員共済法における標準報酬月額に関する経過措置）

第二十四条 第八号施行日前に私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、第八号施行日まで引き続きその資格を有する者（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者及び令和四年十月から標準報酬月額を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が八

2
2
(略)

万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が八万三千円以上であるものを除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額を第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法**第二十二條第一項及び第二項**の規定による標準報酬月額となる報酬月額とみなして、第八号施行日において改定するものとする。

2
2
(略)

万八千円であるもの（当該標準報酬月額を第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法**第二十二條第二項**の規定による標準報酬月額となる報酬月額とみなして、第八号施行日において改定するものとする。